# 議事法 Q & A

#### 1. 特別審議事項について

Q:「特別審議事項」って何?

A:特別審議事項は、会則で、特定の時期に行うことが規定されている審議事項のことです。

指名委員選挙は、カウンスルでは、会則で第1回会合にて選出されることが規定されているので、特別審議事項になります。

## 2. 指名委員会の選挙について

Q:指名委員選挙をした時に議長が、「相対多数の選挙をします。」と言われましたが、 どういうこと?

A:今回の指名員選挙は相対多数の選挙が行われました。

相対多数の選挙とは3つ以上の選択肢のある場合、過半数が得られなくても、得票数の多い順に当選するという選挙です。カウンスルでは指名委員3名を選出するのでこの方法が適用されました。議長は選挙前に相対多数の選挙を行なうことに意義がないかを総意で図りました。投票用紙には10クラブから推薦された10名の候補者名が記載されていました。派遣員はクラブですでに選んだ3名に投票したのです。

Q:議長は、テラーに、集計結果を読み上げるように指示されましたが、何か、ルールがあるの?

A:あります。次の4点について読み上げます。

- 1.投票総数 2.得票総数 3.得票数の多い順に投票の多寡に拘わらずすべて報告
- 4.無効票。 以上の順に集計結果を読み上げるよう議長が命じます。

### 3.投票用紙の表決

Q:指名委員選挙の投票用紙の集計で、白紙だったらどうするの?

A: それは、白票といい、白票は棄権と同様、投票総数に入りません。

Q: 4名以上投票している票はどうなるの?

A:それは、無効票です。

Q:2名しか投票していなかったらどうなるの?

A: 2名については、有効です。

Q:無効票は、投票総数に入るの?

A: 入ります。大切なことは、各候補者の得票と無効票の総数は、投票総数と等しくなくては なりません。

# 4.指名委員の任務について

Q:カウンスルの指名委員会って何をするところ?

A:カウンスルの場合、次期役員の役職の候補者名と資格を記載した候補者名簿を、選挙の 40 日前までに各クラブに提出するのが仕事です。

カウンスル指名委員会は、異なる有資格クラブに所属する3名の正会員より構成され、 第1回カウンスル会合において選出されます。

それから指名委員会が活動します。

## 5. 指名委員会の消滅について

Q:指名委員会の任務は、いつまで続くの?

A:「会議がその報告を受領したとき直ちに消滅します。」と、グリーソン議事法にあります。 カウンスルの指名委員会は、第2回会合で、次期役員候補者名簿を提出し、受理された時 点で直ちに、解散されます。

もし、指名委員会解散後に役員の欠員が出た場合は、No.3 の会則によりますと「役員の欠員はカウンスル役員会 2 / 3 の表決によって、補充され、所属クラブの追認を必要とする。」とあります。

参考資料: グリーソン議事法ダイジェスト 第 9章(委員会) P.118 第 10 章(選挙) P.132~138.